

川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会検討部会運営要領

平成 25 年 9 月 1 日

25川総シ企第858号

(趣旨)

第1条 川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）第5条に基づき、川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会検討部会（以下「検討部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び所掌事務)

第2条 検討部会として「カード交付・普及等検討部会」、「業務連携・情報管理検討部会」、「番号制度活用検討部会」及び「マイナンバーカードの健康保険証利用への移行に係る対応状況等情報連携部会」を設置し、各検討部会の所掌する事務は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定める各検討部会は、部会長、副部会長、部会員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(検討部会の運営)

第3条 部会長は、必要に応じて検討部会を招集し、その議長となる。

2 部会長は、検討部会の事務を総理し、検討部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した副部会長がその職務を代理する。

4 検討部会の運営上特に必要と認められる場合は、部会長は、検討部会の構成員以外の職員に対して、検討部会への出席を求めること、また、意見の照会等を行うことができる。

5 検討部会は、委員会設置要綱第2条第2項に規定する川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）に、検討の進行状況、検討結果等を随時報告するものとする。

6 検討部会は、必要に応じて、幹事会や複数の検討部会などと同時に開催できるものとする。

(庶務)

第4条 検討部会の庶務は、カード交付・普及等検討部会については、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が、業務連携・情報管理検討部会、番号制度活用検討部会及びマイナンバーカードの健康保険証利用への移行に係る対応状況等情報連携部会については、総務企画局デジタル化施策推進室が処理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、必要に応じ検討部会を補佐するため作業部会を設置することができる。

2 作業部会は別表第2に掲げる関係課の課長補佐級以下の者をもって構成する。

3 作業部会での検討結果は、検討部会に報告を行う。

4 作業部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、また意見の照会等を行うことができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年2月18日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

検討部会名	所掌事務
カード交付・普及等検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードの交付に関する事項 ・ 電子証明書の更新に関する事項 ・ 個人番号カードの普及促進に関する事項 ・ その他委員会又は幹事会が必要と認める事項
業務連携・情報管理検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号の指定及び通知に係るシステムに関する事項 ・ 特定個人情報の照会・提供に係るシステムに関する事項 ・ 他部会の検討結果に基づいてシステム改修が必要な案件に関する事項 ・ 個人情報保護に関する事項 ・ システムに関する共通課題への対応に関する事項 ・ その他委員会又は幹事会が必要と認める事項
番号制度活用検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税番号制度を活用した事務改善等に関する事項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条に係る個人番号の利用に関する事項 ・ 法第18条に係る個人番号カードの利用に関する事項 ・ その他委員会又は幹事会が必要と認める事項
マイナンバーカードの健康保険証利用への移行に係る対応状況等情報連携部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードの健康保険証利用への移行に関する庁内全体の対応状況の共有その他情報連携に関する事項 ・ その他委員会又は幹事会が必要と認める事項

別表第2（第2条第2項関係）

カード交付・普及等検討部会

部会長	市民文化局市民生活部長
副部会長	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課担当課長
	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
部会員	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[デジタル改革]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[情報通信基盤]
	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長
	各区役所区民サービス部区民課長

業務連携・情報管理検討部会

部会長	総務企画局デジタル化施策推進室長
副部会長	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[デジタル改革]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[情報通信基盤]
部会員	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課担当課長(情報公開担当)
	総務企画局人事部総務事務センター室長
	財政局税務部税制課長
	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長
	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	教育委員会事務局教育政策室担当課長
	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長

番号制度活用検討部会

部会長	総務企画局デジタル化施策推進室担当部長
副部会長	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[デジタル改革]
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
部会員	各局区室庶務担当課長
	財政局財政部財政課担当課長
	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	こども未来局総務部企画課長

マイナンバーカードの健康保険証利用への移行に係る対応状況等情報連携部会

部会長	総務企画局デジタル化施策推進室担当部長
-----	---------------------

副部長	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長 [デジタル改革]
部 会 員	財政局税務部市民税管理課長
	市民文化局市民生活部企画課長
	健康福祉局総務部企画課長
	こども未来局総務部企画課長
	病院局経営企画室担当課長
	消防局総務部（企画担当）担当課長
	教育委員会事務局教育政策室担当課長